

(仮称)鎌倉市コインパーキングの設置等に関する指導要綱素案

〔背景〕

コインパーキングは、建築物でないため設置について条例等の対象にならず、周辺への説明もないまま計画が進んでしまいます。

道路交通法の改正により、駐車禁止の強化がなされ、コインパーキングが増加し、看板の色彩や出入口の位置など周辺環境や交通安全への配慮が求められています。

市民団体から「協議のための仕組みづくり」の要望や市議会定例会で「駐車場の設置に対する規制」の策定について協議されました。

〔概要〕

○目的

・コインパーキングの設置について必要な手続及び基準などを定め、良好な居住環境、交通安全、相隣関係を確保することを目的とします

○対象

- ・24 時間無人管理で、かつ不特定多数の人が利用でき、出庫時に利用した時間分の料金を支払う仕組みのもの
- ・開発事業等における手続及び基準等に関する条例により設置される駐車場及び月極め駐車場を除いたもの

○適用除外

- ・国及び地方公共団体が設置する場合

○住民への周知

- ・300㎡以上の事業区域の場合は境界線から水平距離 15m以内の範囲の居住者へ、300㎡未満の事業区域の場合は隣接及び出入口に対面する居住者へ説明を行います

○計画上及び管理運営上の措置

- ・自動車出入時の危険防止のため、見通しのよい出入口を設けること
- ・出入口部分以外には、周辺の住環境に配慮し、緑化等に努めること
- ・屋外広告物、精算機等の色彩等について鎌倉市景観計画を遵守すること
- ・500㎡以上の場合は、雨水排水に考慮し、また防犯等の夜間照明施設については敷地内及び周辺の状況に応じ、設置すること
- ・見やすい場所にコインパーキングの名称、利用者の注意事項などを記載した表示板を設置すること
- ・コインパーキングの管理を適切に行うとともに、苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること

(仮称)鎌倉市コインパーキングの設置等に関する指導要綱素案

手続については以下のとおりです。

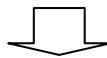
■設置者等はコインパーキング設置協議申出を行います

[添付図書]

- ・コインパーキング設置計画概要書
- ・案内図
- ・配置計画図 等



■設置者等は計画上及び管理運営上の措置について関係課と協議を行います。



■設置者等は周辺の住んでいる人へ説明を行います。

- ・計画概要
- ・交通対策事項
- ・工期や作業方法
- ・管理運営事項



■設置者等は説明した内容を説明実施結果報告書にて提出します。



■設置者等は関係課と協議した内容を記載した協議内容確認書を提出します。